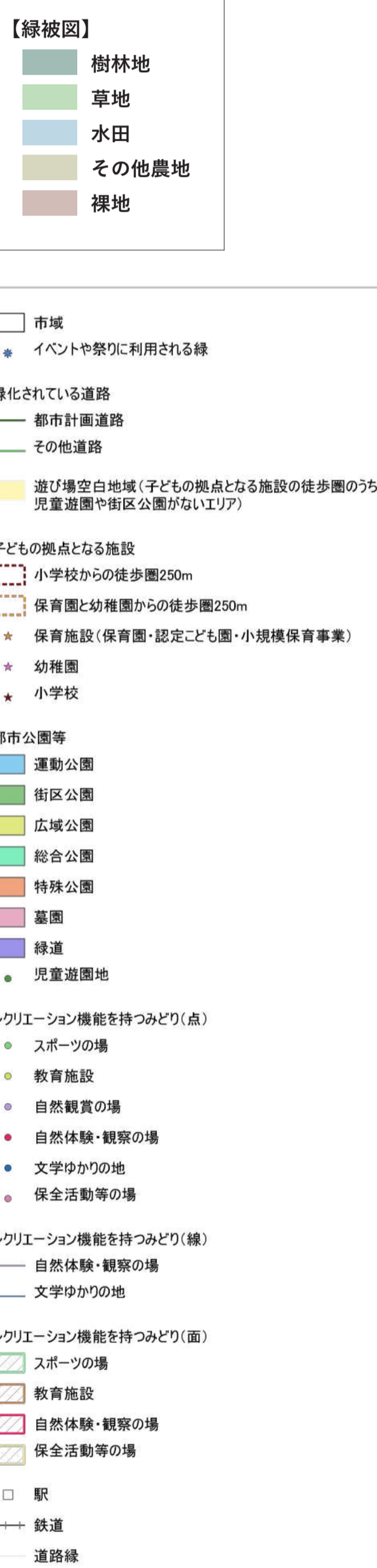


# みどりの課題図【レクリエーション・健康・子育て】

## 資料 3



**①栢山駅・富水駅・螢田駅周辺(地域拠点)におけるまちなかみどりの創出**  
 立地適正化計画で地域拠点に位置付けられる栢山駅周辺では、多世代が歩いて暮らせる良好な居住環境の形成のために、公園空白地域を中心に積極的なみどりの創出に努める必要がある。  
 (基本方針2と対応)

**②小田原フラワーガーデンでの指定管理者との連携による公園の利活用の推進**  
 小田原フラワーガーデンでは、引き続き指定管理者と連携を図り、市民が植物、園芸等に親しむ場を提供するとともに、温室施設を有する学術公園施設として利用者に植物学学習の場を提供することにより、公園の利用促進を図る。  
 (基本方針4と対応)

**③小田原こどもの森公園わんぱらんど・辻村植物公園での指定管理者との連携による公園利活用の推進**  
 引き続き指定管理者と連携を図り、小田原こどもの森公園わんぱくらんどでは、自然の中の遊びと交流の場として整備を行い、辻村植物公園では、植物展示の場として適切に管理し、公園の利活用促進を図る。  
 (基本方針4と対応)

**④上府中公園での指定管理者との連携による公園の利活用の推進**  
 上府中公園では、引き続き指定管理者と連携を図り、スポーツ利用をはじめとする市民の多様なニーズに応えた公園の利用促進を図る。  
 (基本方針4と対応)

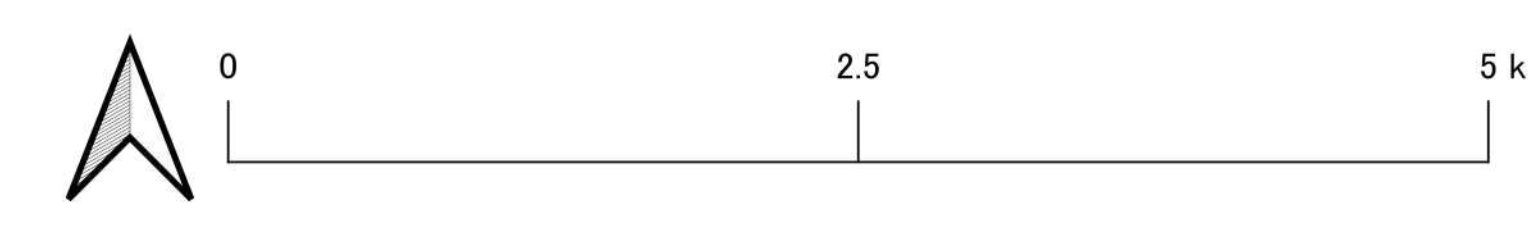
**⑤地域の祭り行事やイベントの拠点となるみどりの保全**  
 市内には、歴史的な祭礼や地域イベントなどの拠点となり、住民の憩いの場として親しまれているみどりが多く存在する。これらの貴重なみどりについては、保全を図るとともに、誰もが利用しやすい心地よく過ごせる環境の創出に取り組む必要がある。  
 (基本方針2と対応)

**⑥公園の再配置・整備方針の検討**  
 公園が不足しているエリアにおいては、誰もがアクセスしやすく使いやすい公園を確保するため、再配置や整備の方針について検討していくことが求められる。特に、市街化区域内で、子どもの活動の拠点(幼稚園や保育所、小学校等)から徒歩圏で、公園が不足しているエリアについては、新たな公園の配置を積極的に検討する必要がある。  
 (基本方針4と対応)

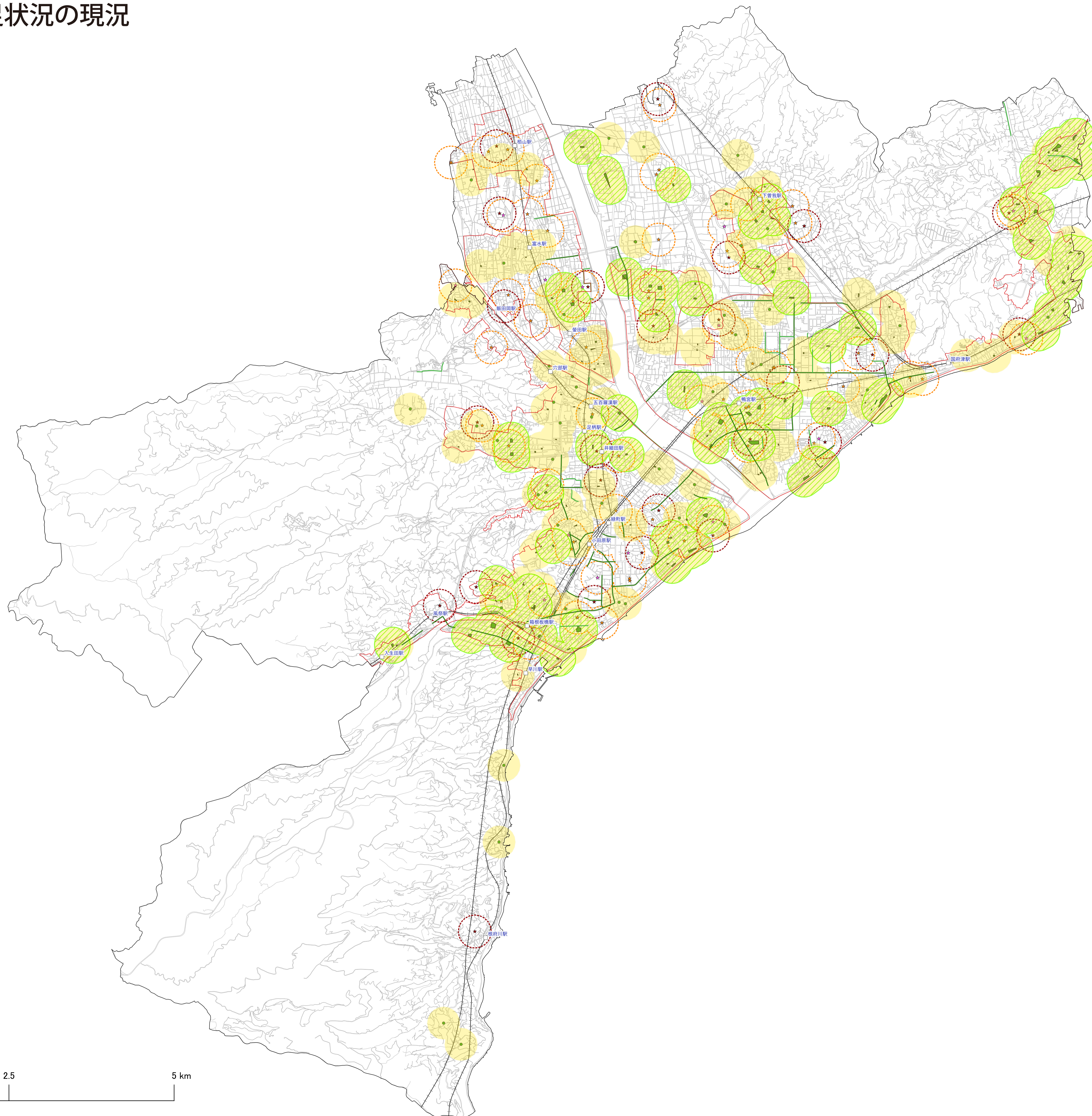
**⑦鴨宮駅周辺(地域中心拠点)におけるまちなかみどりの創出**  
 立地適正化計画の「拠点」(都市機能誘導区域と同範囲に設定される居住誘導区域)に設定されている鴨宮駅周辺の公園空白地域は、多世代が歩いて暮らせる都市環境づくりのために、みどりを積極的に創出する必要がある。  
 (基本方針2と対応)

**⑧小田原駅周辺(広域中心拠点)におけるまちなかみどりの創出**  
 立地適正化計画で広域中心拠点に位置付けられる小田原駅周辺では、広域的な交通の拠点となる市の玄関口として、また、多世代が歩いて暮らせる良好な居住環境の形成のために、みどりを重点的に創出する必要がある。  
 (基本方針2と対応)

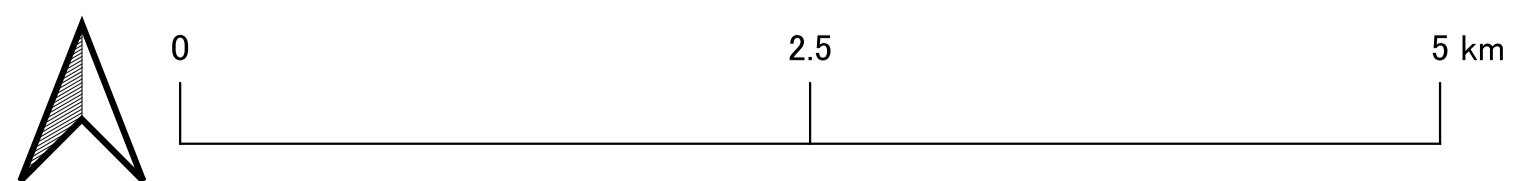
**⑨箱根板橋・早川駅周辺(地域拠点)におけるまちなかみどりの創出**  
 立地適正化計画で地域拠点に位置付けられる箱根板橋・早川駅周辺では、観光交流拠点となる小田原漁港などがある。多世代の市民や観光客が歩いてまちなかを移動できるよう、みどりの創出に努める必要がある。  
 (基本方針2と対応)



# (参考) 公園の充足状況の現況



- エリア
- 市域
  - 市街化区域
- 緑化道路
- 都市計画道路
  - その他道路
- 遊び場
- 児童遊園地
  - 街区公園
- 子どもの拠点となる施設
- 小学校から250mの徒歩圏
  - 保育園と幼稚園から250mの徒歩圏
  - ★ 保育園・認定こども園・小規模保育事業
  - ★ 幼稚園
  - ★ 小学校
- 公園誘致圏
- 街区公園と児童遊園地の誘致圏(250m)
  - 街区公園(500㎡以上)誘致圏(250m)
- 下図
- 駅
  - 鉄道
  - 道路線



# みどりの課題図【環境】

**①ヒートアイランド現象緩和に寄与する緑地の保全・創出**  
 緑地のうち、特にヒートアイランド現象の緩和に寄与する樹林地、高中木植栽地（公園や街路樹等）、水田、河川や用水路などの水域については、保全を着実に進める必要がある。また、街中においては、高中木植栽地の整備を推進し、都市環境の改善を図っていくことが求められる。  
 (基本方針1・2と対応)

**②炭素固定に寄与する緑地の保全・創出**  
 二酸化炭素の吸収を促進し、脱炭素社会の実現に寄与するため、炭素固定に貢献する樹林地や農地、草地、その他の植栽地の保全と、新たな緑地の創出について検討を進めていくことが求められる。  
 (基本方針1と対応)

**③エコロジカルネットワークの回復**  
 まとまりのある樹林地があるものの、各樹林地同士のつながりが途切れているため、エコロジカルネットワークを回復をはかる必要がある。  
 (基本方針1と対応)

**⑤エコロジカルネットワークの回復**  
 まとまりのある樹林地があるものの、各樹林地同士のつながりが途切れているため、エコロジカルネットワークを回復をはかる必要がある。  
 (基本方針1と対応)

**⑥市街化区域内の小規模な緑地の保全と連続性の確保**  
 市街化区域内に点在する商業地の植栽、住宅地の庭、社寺林や屋敷林などの小規模なみどりは、都市域に生息する生物の育成空間として重要な役割を果たしている。これらの小さな緑地を適切に保全するとともに、街路樹ネットワークや連続する緑地の創出により相互につなぐことで、生態的な連続性を確保していく。  
 (基本方針1と対応)

**⑦河川を軸とした水域のエコロジカルネットワークの強化**  
 市域のほとんどで、水域のエコロジカルネットワークが確保されているため、引き続き河川を軸としながら生き物の生息地となる空間を確保する必要がある。  
 (基本方針1と対応)

**⑧水域のエコロジカルネットワークの強化**  
 市街地において途切れている水域ネットワークについて、街路樹や植栽帯などのみどりと有機的につなぎ、連続性の確保を図る。  
 (基本方針1と対応)

**④鳥獣保護区を核とした生物多様性の保全の推進**  
 鳥獣保護区を核としながら生物多様性の保全を推進をはかる必要がある。  
 (基本方針1との対応)

